### 公的資金および「経営の健全化のための計画」の承認について

平成 12 年 3 月 3 日に「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」(以下「健全化法」)に基づき、金融再生委員会へ申請いたしました公的資金による優先株式の引受および「経営の健全化のための計画」について、本日、同委員会より承認をいただきました。これにより、平成 12 年 3 月 31 日に株式会社整理回収機構により優先株式 2,400 億円の引き受けがなされる見込みです。(別紙 1 「優先株式の概要」参照)

当行は、今回の公的資金導入による財務基盤の強化により、内外金融市場からの信認を確保し、信用供与の円滑化を図るとともに、導入資金の一部を収益力および事業基盤強化のための戦略的提携、事業再構築などの前向きな投資に活用し、お客様への更なるサービスの充実に努めてまいります。

また、同3月31日には、公的資金の導入と同時に、発行済株式一株当たりの価値の適正 化を図るため約2,214億円の無償減資を行うことを予定しております。(別紙2「減資の概要」参照)

なお、平成 12 年 3 月 1 日には、ニュー・L T C B・パートナーズ社に対する第三者割当による普通株式増資 1,200 億円 (3 億株)の払込みも完了しておりますので、あわせてご報告させていただきます。

以上

### 優先株式の概要

- 1. 発行する株式 無額面乙種優先株式 6 億株 当行定款所定の配当非累積・非参加条項がついた転換型優先株式、また残余財産分配権及び配当請求 権において既に発行している甲種優先株式と同順位
- 2. 発行価額 1株につき400円。
- 3. 発行価額の総額 2,400億円 (資本組入額の総額2,220億円)
- 4. 払込期日 平成12年3月31日。
- 5. 配当起算日 平成12年4月1日。
- 6. 発行方法 株式会社整理回収機構に直接全額割当てる方法により発行する。
- 7. 優先配当金 1株につき4円84銭(優先中間配当金2円42銭)(配当率1.21%)
- 8. 転換を請求し得うべき期間

平成17年8月1日から平成19年7月31日まで当行普通株式への転換を請求できる。

#### 9. 転換価額

当初転換価額は、平成17年8月1日時点の時価とし、平成18年8月1日にその時点での時価に修正される。但し、400円を上限、300円を下限とする。(「時価」とは、当行普通株式が上場または店頭登録されている場合は、市場の終値を基に算出し、それ以外の場合は連結貸借対照表による1株当り純資産額とする。以下同様)

#### 10. 一斉転換

平成19年7月31日までに転換請求のなかった本優先株式は、平成19年8月1日にその時点の時価にて当行普通株式に転換される。但し、この普通株式の数は、優先株式1株につき3分の4株を上限とし、1株を下限とする。

以上

#### 減資の概要

別紙1の優先株式の払込が行われる平成12年3月31日に、下記無償減資(資本金を 取崩し資本準備金に振替える)を実施いたします。(但し金融監督庁長官による認可を条件 とする。)

本件減資は、欠損金を早期に解消し、これにより発行済株式1株当たりの価値の適正化を行うための措置として「経営の健全化のための計画」に記載をしたものであり、健全化法第9条第3項に規定する要件に該当する減資であります。

記

資本の額の減少の方法(いずれも無償) 資本の額の減少額

普通株式の額面を超えて資本に

組み入れられた部分の減少 204,856,246,334円

既存甲種優先株式1億株のうち

25,472 千株を消却 16,556,800,000 円

資本の額の減少の総額 221,413,046,334 円

本件減資につきましては平成12年2月29日開催の株主総会において承認をいただいております。但し、金融監督庁長官の認可および本件承認にかかる株式の発行価額の総額について払込が行われたことを効力発生の条件としております。

# (ご参考)

# 資本金の推移

平成 11 年 9 月 30 日	390,710 百万円	
平成 12 年 3 月 2 日 (普通株式増資後)	450,710 百万円	(発行総額 1,200 億円の内 600 億円を資本組み入れ)
平成 12 年 3 月 31 日 (本件減資後)	229,296 百万円	
平成 12 年 4 月 1 日 (優先株式発行後)	451,296 百万円	(発行総額 2,400 億円の内 2,220 億円を資本組み入れ)

以 上